

生駒市条例第18号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第3条の7中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、「附則第3条の3」を「附則第3条の4」に改め、同条を附則第3条の8とする。

附則第3条の6中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、「附則第3条の3」を「附則第3条の4」に改め、同条を附則第3条の7とする。

附則第3条の5中「附則第3条の3」を「附則第3条の4」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条を附則第3条の6とする。

附則第3条の4中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条を附則第3条の5とする。

附則第3条の3の前の見出しを削り、同条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条を附則第3条の4とし、同条の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成27年度から平成

29年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第3条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同条を附則第3条の3とする。

附則第3条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第18項の条例で定める割合）

第3条の2 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

附則第4条（見出しを含む。）、第6条及び第6条の2中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第7条中「これらの規定」を「同条」に改める。

附則第8条中「附則第3条の3及び第3条の5」を「附則第3条の4及び第3条の6」に、「附則第3条の3及び第3条の6」を「附則第3条の4及び第3条の7」に、「附則第3条の4、第3条の6及び第3条の7」を「附則第3条の5、第3条の7及び第3条の8」に、「附則第3条の6」を「附則第3条の7」に改める。

附則第9条中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附則第10条中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第3条の2の規定は、この条例の施行の日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第18項に規定する家屋に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用する。